（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第三条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附則 1　この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 2　法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第一条、第四条第一項、第八条第二項第三号、第九条第四項、第十二条、第十四条、別記様式第三及び別記様式第六から別記様式第九までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附則** この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一条各号列記以外の部分	第二十七条の三第一項に規定する	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係る
第一条各号	第二十七条の三第一項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項
第四条第一項第二号	第二十七条の四第三項	附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第三項
第四条第一項第四号	第二十七条の六第二項	附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第二項
第四条第一項第五号	第二十七条の六第三項	附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第三項
第四条第一項第六号	第二十七条の七第一項	附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
第八条第二項第三号及び第九条第四項	第二十七条の六第二項	附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第二項
第十二条第一項	第二十七条の七第一項	附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
	法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年（次項及び第十四条において「自衛官以外の職員の定年」という。）	年齢六十年
第十二条第二項	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年